

## 第2回スーパーグローバルコース実施運営協議会補遺（案）

### 議事前

2. スーパーグローバルコースの実施及び運営に関する内規について（資料2, 3）

○コースの実施及び運営に関する内規（資料2）、環境学分野内規（資料3）にかかる意見・質問等

・資料2においては「環境学系分野」、資料3においては「環境学分野」となっており表記が揺れているが、いずれが正しいのか。

→環境学で検討する。

・資料2において「人文・社会系ユニット」となっているが、正しくは「人文社会科学系ユニット」である。

→事務局にて修正する。

### 議事

1. スーパーグローバルコース修了認定に係る修了認定書の取扱いについて（資料4, 5, 6）

○内規「修了認定書に関する取扱いについて」（資料4）にかかる意見・質問等

・資料2においてコースの実施主体を「ユニット」「分野」「専攻」としているにも関わらず、資料4においては「各ユニット及び分野」となっており、「専攻」が抜けているのではないか。

→事務局にて、「ユニット等」などと修正する。

○数学系における修了要件（資料5）にかかる意見・質問等

・数学系より、今年度の修了要件は、来年度からの正式なコース登録学生と比べて、海外での研究期間等の縛りが緩いものとなっている旨説明があった。

・本認定書は必ず学位とセットであり、学位が出ていないのに認定書を出すことはないということだが、それを明確にするため、数学系の修了要件に「学位審査に合格すること」という要件を追記したほうがよいのではないか。

→第2項（1）として、「学位審査に合格したこと」という文言を入れてはどうか。

○修了認定書の様式（資料6）にかかる意見・質問等

・この様式ではコースで具体的に何を行ったのか、海外の教員に指導を受けたという事実等が伝わらないため、学位論文名、指導教官名、副指導教官名を記載することはできないか。

- ・学位の ID を記載して、取得学位とのリンクがわかるようにした方がよいのではないかと。
- ・修了要件は各コースによって異なるので、一律に記載事項を規定するのは難しいのではないかと。

→本様式を各コースに共通する部分として左側に配置し、右側は各コースで自由に記載事項を設定できるような形とすることで合意された。

→上記のような形に修正したうえで、メール会議にて諮ることとなった。

#### ○修了認定書全体にかかる意見・質問等

- ・ダブルディグリーの学生にも修了認定書を出すのか？

→・ダブルディグリーについては、学位という形で明確に証拠が残るので、修了認定書は必要ないのではないかと。

- ・しかし、ダブルディグリーではあくまでそれぞれの大学が個別に学位を出すので、学位を見たときにそれがダブルディグリーによるものであるかはわからない。その場合、スーパーグローバル事業の実績としても証拠が特に残らないことになり、もったいないのではないかと。なんらかの証拠を残すために証明書を出すのも良いのではないかと。

・各コースの修了要件についてはそれぞれ異なるにしても、最低限の要件を示した上で、本協議会の場でオーソライズすることが必須である。

## 2. その他

### 報告

#### 1. サブユニットのユニット化について

議長より、2月5日の学際センター運営委員会において、本年4月1日付けで4つのサブユニットがユニットとなり、3月31日付けで実施準備ユニットを廃止することが決定された旨報告があった。

#### 2. ジャパンゲートウェイ構想広報資料について（資料7）

##### ○「スーパーグローバルコース」の英語名称にかかる意見・質問等

・「スーパーグローバルコース」の英語名称は「Super Global Course」でよいのか？「Top Global Course」ではないのか？

→・文部科学省の事業名である「スーパーグローバル大学創成支援事業」の英語名は「Top Global University Project」だが、京大の「スーパーグローバルコース」は固有名詞なので「Super Global Course」という認識である。

- ・しかし海外に向けて「Super Global」という言葉を使うのは憚られる。
- ・数学系においては日本語は「スーパーグローバル」、英語は「TKGU」を使用している。

- ・化学系においては「スーパーグローバルコース」という名称を使用している。

→現時点で一律に決定はせず広報資料においては「スーパーグローバルコース」「Super Global Course」という記載を残すこととなった。

#### 4. その他

- ・事務局より、前回協議会において数学系より意見のあった、本事業に関連する学生派遣等にかかる宿泊費上限の引き上げの件について、財務担当と相談の結果、本事業にかかる経費は他の経費と同様に一律に本学のルールに則って執行されるものであり、本事業に対して特別な取扱はできないこと、ただし旅費規程の中に、やむを得ない理由がある場合は宿泊費上限額を引き上げることができるという規程があるので、要望がある場合は個別に相談していただきたい旨が報告された。